

松川町行政評価実施規則

平成 17 年 6 月 1 日

規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、町が行う政策、施策及び事務事業(以下「政策等」という。)の評価に関し必要な事項を定めることにより、政策等を評価し、その結果を政策等に適切に反映させる仕組みを確立し、もって町民の視点に立って成果を重視する自治体経営の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 特定の行政目的を実現するための基本的な方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための手段として実施される個々の行政活動をいう。
- (4) 実施機関 町長及び教育委員会

(政策等の評価のあり方)

第 3 条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、それらの目的又は目標に照らして効果を的確に把握し、これを基礎として、当該政策等の特性に応じて必要な観点から、客観的な評価を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項による評価の結果を当該政策等の企画立案及び予算編成等に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 実施機関は、政策等の評価に関する情報を随時公表し、住民に説明する責務を果たし、自治体経営の透明性の向上を図るものとする。

(実施)

第 4 条 実施機関は、前年度に実施したその所掌に係る政策等について、評価を実施するものとする。

(評価書の作成及び公表)

第 5 条 実施機関は、前条の評価を実施するに当たっては、当該評価の対象とする政策等の概要、それらの町民生活及び社会経済に対する効果その他当該評価に係る事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2 実施機関は、前項の評価書を作成したときには、速やかに、当該評価書及びその要旨を公表するとともに、町民の意見を聴くように努めなければならない。

3 前項の規定による公表は、評価書及びその要旨を縦覧に供するほか、インターネットの利用その他町民が容易に入手することができる方法で行わなければならない。

(議会への報告)

第 6 条 実施機関は、第 4 条による評価を実施した場合において、当該結果を議会に報告しなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。